

長崎市監査公表第 10 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 6 年 5 月 27 日

長崎市監査委員 西 本 徳 明  
同 三 谷 利 博  
同 吉 原 孝  
同 山 本 信 幸

1 監査の種類

財務監査(工事監査) (令和 3 年 8 月 20 日付 長崎市監査公表第 10 号)

2 監査の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 27 日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	南総合事務所	地域整備課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

No	所属名	指摘	措置
1	南総合事務所 地域整備課	<p>1 野母崎総合運動公園造成工事</p> <p>(2) 当初設計で集水柵の単価及びバックネットや照明設備等の撤去費を、予定価格に計上していなかった。適正な設計に留意されたい。</p>	<p>令和3年9月に課内にて勉強会を開催し、監査指摘事項について周知を行い、今後は適正な設計及び審査を行い、再発防止に努めることとした。</p>